

マイナンバーカードの代理人交付について

マイナンバーカードは、原則、申請者本人が町民生活課の窓口で受け取る公的な本人確認書類です。

ただし、入院や介護施設に入所していたり、病気や身体の障害等、やむを得ない理由により、来庁が困難と認められる場合に限り、代理人による受け取りを委任することができます。（多忙であるなどは不可）

○代理人交付の際に必要になる書類

- ① 申請者の交付通知はがき（町民生活課から送付）
- ② 申請者の本人確認書類（顔写真付き1点を必ず含む）
- ③ 代理人の本人確認書類（必ず2点）
- ④ 申請者の来庁が難しいことを証明する書類
- ⑤ 申請者の通知カード（持っている方のみ）
- ⑥ 申請者のマイナンバーカード（再発行時持っている方のみ）



○申請者の来庁が難しいことを証明する書類

来庁が難しい理由	証明する書類
中学生以下	証明書は不要です。
高校生・留学生	学生証・在学証明書（留学の場合は、留学先の学生証またはビザのコピー）
75歳以上の方 (外出が困難な方)	証明書は不要です。交付通知はがきの余白に外出困難である理由を記載してください。
妊婦	・母子健康手帳
長期入院者 施設入所者	・病院長または施設長が作成した個人番号カード顔写真証明書 ・入院・施設入所を証明する書類（入院診療計画書、入所証明書、等） ・入院したことが分かる病院の領収証
障がいのある方	・障がい者手帳
要介護認定者 要支援認定者	・介護保険被保険者証 ・ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成した個人番号カード顔写真証明書
長期出張者 長期に航行する船員	・申請者の出張や航行期間について、申請者が所属する会社等が証明する書類（任意様式）
成年被後見人	・登記事項証明書
成年被保佐人 成年被補助人	・登記事項証明書及び代理行為目録



本人確認書類や注意事項については裏面をご覧ください →

本人確認書類の種類と注意事項

①顔写真つきの証明書

以前のマイナンバーカード（有効期限切れから6ヶ月を過ぎていないもの）
住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券
身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳
在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書 等

②顔写真のついていない証明書

「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、適當と認めるもの

健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、医療受給者証

ご本人の本人確認書類

顔写真付き1点を必ず含む

1. 本人確認書類①を2点
2. 本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ
3. 本人確認書類②を3点（うち写真付きを1点以上）

代理人の本人確認書類

1. 本人確認書類①を2点
2. 本人確認書類①②からそれぞれ1点ずつ

代理権者の確認書類とは

法定代理人の場合

戸籍謄本その他の資格を証明する書類

（ただし、本籍地が市区町村の区域内である場合は不要）

その他の場合（成年後見人、未成年後見人、保佐人、補助人 等）

委任状や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為

目録等、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

来庁が難しいことを証明する書類としても使用します。

必ず原本をお持ち下さい。

!! 注意事項 !!

受取通知はがきに必ず設定する暗証番号を記入し、目隠し用のシールを張り付けた状態で来庁してください。 その場で交付が出来なくなる場合があります。